

退職（失業）時には、国民年金の届出が必要

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。

そのため、会社を退職された場合には、第2号被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届出が必要となります。

また、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であった人についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要です。

▼届出先：住民課または年金事務所
 ▼持参物：年金手帳、印鑑
 ▼令和元年度の保険料額
 定額月額／16,410円
 国民年金事務所 253・7710、住民課保険年金グループ 820・5604

退職（失業）時には特例免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

広島県思いやり駐車場利用証の交付について

広島県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障害のある人など歩行困難な人に利用証を交付しています。

身体障害者（区分、等級により制限があります。）
 知的障害者（A・A）、精神障害者（1級）、難病患者、高齢者要介護度1以上）、妊産婦・けが人などで歩行が困難な人

民生課のほか、広島県地域福祉課、各厚生環境事務所、各市町の窓口での受付・交付を行います。（手数料は無料）
 障害者手帳などの証明書類
 広島県地域福祉課 513・3144、223・3572
 民生課 820・5635 55
 0155



利用証をルームミラーなどに掲示して駐車してください。

る制度があります。

通常の免除申請では、申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、「特例免除制度」では、退職（失業）された人の所得は、審査対象から除外されますので、免除が受けやすくなります。

また、免除制度を利用すると、①免除された期間は老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給資格期間の10年に算入され、②免除された期間は老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。③万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生したときには、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができる場合の受給資格期間に算入されます。

▼届出先：住民課または年金事務所
 ▼持参物：年金手帳、雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し
 広島県南年金事務所 253・7710、住民課保険年金グループ 820・5604

成年後見制度について

「診断書書式の改定と本人情報シートの導入」
 成年後見制度とは、認知症、知的障害などの理由で判断能力が十分ではない人について、権利を守る援助者（後見人等）を選び、法的に支援する制度です。

平成31年4月から次の通り運用が開始されました。

○診断書書式の改定
 財産管理能力の確認に偏りすぎていた判断能力についての診断書の記載をより的確な表現にするとともに、判定の根拠を具体的に記載する欄を設けました。これにより、判断能力の程度を一層的確に確認できるようになりました。

○本人情報シートの導入
 本人の日常生活においてできることや支援が必要なことなどを記載する「本人情報シート」が導入されました。このシートは、手続きの様々な場面で資料として活用されます。詳しくは、裁判所ウェブ

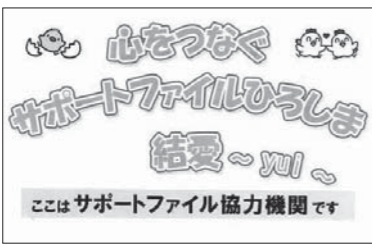
「サポートファイル」の配付について

障害のあるお子さんの保護者が、お子さんの日々の様子や病院、学校、福祉施設などで受けた支援内容を「記録・保管」し、関係機関に説明する際に活用する「サポートファイル」を配付しています。

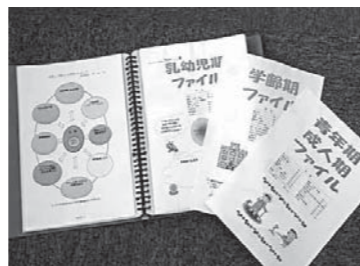
「サポートファイル」は、お子さんが乳幼児から成人するまでのライフステージを通して、成長過程や支援内容を記録するもので、関係機関に同じ説明を繰り返して行わなくても、ファイルの提示により正確な情報を伝達し、一貫した支援を受けられるようにするためのものです。

▼記入できる内容
 ・ 生育歴など支援の基本となる情報
 ・ 睡眠、食事など支援の際の各時期の特性を考慮した情報
 ・ アレルギーなど緊急時の対応に必要な情報 など

知的障害発達障害などがあ
 り支援が必要な人の保護者（療育手帳の有無は問いません）
 ▼無料
 ▼配付場所：民生課



このファイルの提示にご協力いただける機関には、左のシールが入口などに貼ってあります。



就学前障害児の発達支援の無償化についてご案内

10月から就学前障害児の発達支援の無償化が始まります。

サイト内の「後見ポータルサイト」(http://www.courts.go.jp/koukenp/)をご覧ください。

発達障害福祉月間 図書館特別展示「発達障害ってなんだろ？」

毎年9月は、発達障害福祉月間です。

発達障害とは、広汎性発達障害（自閉症など）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に關係する障害です。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手で、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する

私たち一人一人の理解が必要です。

これに関連して、9月3日(火)から9月27日(金)までの間、町立図書館において発達障害に関する特別展示を行います。発達障害に関する理解を深めるためのパネル展示や関連図書紹介のほか、町内の障害福祉サービス事業所の紹介コーナーも設けていますので、ぜひ、お越しください。なお、次の日時に発達障害に関する相談を受け付けますので、気軽にご相談ください。

時	所	備考
19日(木) 10:00~11:00 15:00~16:00	町立図書館	予約不要 無料

民生課 820・5635

平成31年度障害者合同面接会の開催について

障害者雇用への理解と認識を深めるとともに障害者の雇用機会を確保し、障害のある求職者がより多くの企業と出会う場として、障害者合同面接会を開催します。

10月18日(金) 午後1時~4時
 所 広島県総合体育館「大アリーナ」(広島市中区基町4番1号)
 ▼留意事項
 面接会へ参加するためには、ハローワークへの求職登録が必要となります。

主催等
 【主催】広島労働局・ハローワーク(公共職業安定所)
 (広島、広島東、広島西条、竹原、呉、可部、廿日市、大竹)

【共催】広島県、広島市、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構 広島支部
 広島東公共職業安定所(広島市東区光が丘13番7号) 554・6905 (民生課)